



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（環境保全課）	1
<b>告 示</b>	
○沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請（自然保護課）	1
○沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程の一部を改正する告示（障害福祉課）	2
○特定漁港漁場整備事業計画変更書の案の縦覧（漁港漁場課）	2
○土砂災害警戒区域の指定・2件（海岸防災課）	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除・2件（海岸防災課）	5
○土砂災害特別警戒区域の指定・2件（海岸防災課）	6
○指定管理者の指定（港湾課）	9
○都市計画事業の変更の認可・2件（下水道課）	9
<b>公 告</b>	
○開発行為に関する工事の完了・3件（南部土木事務所）	10
<b>病院事業局事項</b>	
○沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程	11
<b>人事委員会事項</b>	
○地域手当に関する規則の一部を改正する規則	11

## 規 則

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第3号

#### 沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成21年沖縄県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第10中「カドミウムとして0.01」を「カドミウムとして0.003」に、「カドミウムとして150」を「カドミウムとして45」に、「0.03」を「0.01」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 沖縄県告示第71号

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第21条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の認定の申請があった。

なお、認定の申請があった保全利用協定を令和6年3月8日から同月22日までの間、沖縄県環境部自然保護課、石垣市市政情報コーナー及び石垣市市民保健部環境課において縦覧に供する。

令和6年3月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保全利用協定の名称 白保サンゴ礁地区保全利用協定
- 2 協定区域 西表石垣国立公園白保海域公園及びその周辺陸上部
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類 シュノーケリング、カヤックを使用した自然観察、浅瀬や干潟における自然観察、伝統的な漁業体験及び海岸や集落の散策
- 4 保全利用協定に参加する者の氏名又は名称 特定非営利活動法人夏花、シュノーケルガイドルンバ・ルンバ、手漕屋素潜店ちゅらねしあ、海処あばびあぼん、石垣島アイランドビーチ、ブルーコーラル、S E A T O P石垣島、白保魚湧く海保全協議会、民宿マエザト及び白保観光サービス
- 5 その他 この告示に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見書を提出することができる。

**沖縄県告示第72号**

沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程の一部を改正する告示**

沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程（平成22年沖縄県告示第224号）の一部を次のように改正する。

第4号様式及び第5号様式中 「所在地 団体名」を 「所在地 団体名 担当 連絡先」に改める。

**附 則**

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

**沖縄県告示第73号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、糸満地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更する予定であるので、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類の名称 特定漁港漁場整備事業計画変更書の案
- 2 縦覧の期間 令和6年3月8日から同月28日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 3 縦覧の場所 沖縄県農林水産部漁港漁場課及び沖縄県南部農林土木事務所並びに糸満市役所
- 4 意見書の提出方法及び提出期限 この告示による特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。意見書は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

**沖縄県告示第74号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	-------	---------------------

金城(2)	那覇市首里金城町4丁目及び繁多川4丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
山川(1)	那覇市首里山川町1丁目及び首里山川町2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
松川(1)	那覇市松川1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
識名(2)	那覇市識名1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
長田	那覇市長田2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
国場	那覇市字国場のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
上間	那覇市字上間のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
当蔵(2)	那覇市首里当蔵町3丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
国場(2)ー2	那覇市字国場のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
繁多川(2)ー1	那覇市繁多川2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
繁多川(2)ー2	那覇市繁多川2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
赤田当蔵	那覇市首里当蔵町3丁目、首里赤田町1丁目及び首里鳥堀町1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大名(3)	那覇市首里大名町2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
石嶺(7)	那覇市首里石嶺町2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
金城(3)	那覇市首里金城町2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
金城(4)	那覇市首里金城町3丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
金城(5)	那覇市首里金城町1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

	図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	
識名(4)	那覇市首里識名3丁目のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
国場(3)	那覇市字国場のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
真地(3)	那覇市字真地のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
小禄(10)	那覇市字小禄のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
古波蔵(3)	那覇市古波蔵1丁目及び古波蔵2丁目のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
宇栄原(4)	那覇市宇栄原1丁目のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
宇栄原(5)	那覇市宇栄原2丁目のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
宇栄原(6)	那覇市宇栄原2丁目のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
宇栄原(8)	那覇市宇栄原3丁目のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
高良(2)	那覇市高良2丁目及び具志2丁目のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
末吉(5)	那覇市首里末吉町2丁目のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
大名(2)	那覇市首里大名町2丁目のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
赤平(5)	那覇市首里赤平町2丁目及び首里久場川町1丁目のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
松川(5)	那覇市字松川のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
首里寒川(3)	那覇市首里寒川町1丁目のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
小禄(9)	那覇市字小禄のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊

宮城	那覇市宮城1丁目及び高良3丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宇栄原(7)	那覇市宇栄原のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

**沖縄県告示第75号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
船浮(1)	竹富町字西表のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び竹富町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
船浮(2)	竹富町字西表のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び竹富町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
船浮(3)	竹富町字西表のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び竹富町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
古見	竹富町字西表のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び竹富町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
白浜381-A64-02-1	竹富町字西表のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び竹富町役場において縦覧に供する。）	土石流
富田川	竹富町字西表のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び竹富町役場において縦覧に供する。）	土石流

**沖縄県告示第76号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和6年3月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金城(2)	那覇市首里金城町4丁目及び繁多川4丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
山川(1)	那覇市首里山川町1丁目及び首里山川町2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

松川(1)	那覇市松川1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
識名(2)	那覇市識名1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
長田	那覇市長田2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
国場	那覇市字国場のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
上間	那覇市字上間のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
当蔵(2)	那覇市首里当蔵町3丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
繁多川(2)-1	那覇市繁多川2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
繁多川(2)-2	那覇市繁多川2丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
赤田当蔵	那覇市首里当蔵町3丁目、首里赤田町1丁目及び首里鳥堀町1丁目のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第77号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和6年3月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
白浜381-A64-02-1	竹富町字西表の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び竹富町役場において縦覧に供する。）	土石流

沖縄県告示第78号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

金城(2)	那覇市首里金城町4丁目及び繁多川4丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山川(1)	那覇市首里山川町1丁目及び首里山川町2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
松川(1)	那覇市松川1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
識名(2)	那覇市識名1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
長田	那覇市長田2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
国場	那覇市字国場のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上間	那覇市字上間のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
当蔵(2)	那覇市首里当蔵町3丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
国場(2)ー2	那覇市字国場のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
赤田当蔵	那覇市首里当蔵町3丁目、首里赤田町1丁目及び首里鳥堀町1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大名(3)	那覇市首里大名町2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
石嶺(7)	那覇市首里石嶺町2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金城(3)	那覇市首里金城町2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金城(4)	那覇市首里金城町3丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金城(5)	那覇市首里金城町1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
識名(4)	那覇市識名3丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
国場(3)	那覇市字国場のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
真地(3)	那覇市字真地のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小禄(10)	那覇市字小禄のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
古波蔵(3)	那覇市古波蔵1丁目及び古波蔵2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宇栄原(4)	那覇市宇栄原1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

宇栄原(5)	那覇市宇栄原2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宇栄原(6)	那覇市宇栄原2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宇栄原(8)	那覇市宇栄原3丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高良(2)	那覇市高良2丁目及び具志2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
末吉(5)	那覇市首里末吉町2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大名(2)	那覇市首里大名2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
赤平(5)	那覇市首里赤平町2丁目及び首里久場川町1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
松川(5)	那覇市字松川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小禄(9)	那覇市字小禄のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宮城	那覇市宮城1丁目及び高良3丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宇栄原(7)	那覇市字宇栄原のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び那覇市役所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第79号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
西表白浜(1)－1	竹富町字西表のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
西表白浜(1)－2	竹富町字西表のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
西表白浜(1)－3	竹富町字西表のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
西表白浜(1)－4	竹富町字西表のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
西表白浜(2)－1	竹富町字西表のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
西表白浜(2)－2	竹富町字西表のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり



船浮(1)	竹富町字西表のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
船浮(2)	竹富町字西表のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
船浮(3)	竹富町字西表のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
古見	竹富町字古見のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
白浜381-A64-01	竹富町字西表のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
白浜381-A64-02-1	竹富町字西表のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
白浜381-A64-02-2	竹富町字西表のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
富田川	竹富町字上原のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県八重山土木事務所及び竹富町役場において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第80号**

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）第19条の規定により、西原・与那原マリンパークの指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年3月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 株式会社クリード沖縄 浦添市内間五丁目10番15号
- 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**沖縄県告示第81号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第193号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 宜野湾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 宜野湾市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年6月21日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

**沖縄県告示第82号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和63年沖縄県告示第87号で認可した名護都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 名護都市計画下水道事業
  - (2) 名称 名護市特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和63年2月2日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

---

## 公 告

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年3月8日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年5月31日 沖縄県指令南土第314号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字米須東原346番及び339番3の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神奈川県横浜市中区山手町207番地3 金城正輝
- 5 検査済証番号 令和5年12月27日 N第1536号
- 6 工事完了年月日 令和5年12月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年3月8日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年1月12日 沖縄県指令南土第14号、令和5年3月27日 沖縄県指令南土第213号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平西徳枡原1431番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平1431番地2 牧野かづ子
- 5 検査済証番号 令和5年12月28日 N第1537号
- 6 工事完了年月日 令和5年12月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和6年3月8日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年4月28日 沖縄県指令南土第256号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字摩文仁屋敷原32番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字具志頭1105番地コンパッションユズ302号室 上岡佳弘、八重瀬町字具志頭1105番地コンパッションユズ302号室 上岡みやえ
- 5 検査済証番号 令和6年1月19日 N第1538号

6 工事完了年月日 令和6年1月11日

## 病院事業局事項

### 沖縄県病院事業局管理規程第1号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月8日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

### 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の見出し中「看護職員等処遇改善手当」の次に「及び看護補助員処遇改善手当」を加える。

附則第18項中「附則第11項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第17項中「附則第11項」を「附則第13項」に、「附則第13項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第16項中「附則第13項」を「附則第15項」に、「附則第11項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第15項中「附則第11項」を「附則第13項」に、「附則第13項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則中第14項を第16項とする。

附則第13項中「附則第15項」を「附則第17項」に、「附則第11項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則中第12項を第14項とする。

附則第11項中「附則第13項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則中第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 病院又は診療所に勤務する看護補助員が助手的看護業務に従事したときは、当分の間、特殊勤務手当として看護補助員処遇改善手当を支給する。

9 前項の看護補助員処遇改善手当の額は、勤務1月につき、5,500円（広域異動育児短時間勤務職員等及び地域異動育児短時間勤務職員等にあつては当該額に算出率を、広域異動定年前再任用短時間勤務職員等及び地域異動定年前再任用短時間勤務職員等にあつては当該額に勤務割合をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

### 附 則

この規程は、令和6年3月8日から施行し、この規程による改正後の沖縄県病院事業企業職員給与規程の規定は、令和6年2月1日から適用する。

## 人事委員会事項

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

### 沖縄県人事委員会規則第1号

### 地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成18年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 \_\_\_\_\_ 」

千葉県	千葉市	3級地	を
愛知県	名古屋市	3級地	
福岡県	福岡市	5級地	

愛知県	名古屋市	3級地	に
福岡県	福岡市	5級地	
埼玉県	草加市	6級地	

改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の地域手当に関する規則の規定は、令和6年1月26日から適用する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
--	---